

傷病手当金・出産手当金の算定方法の見直し

平成28年4月1日分より、傷病手当金および出産手当金の支給額の算定方法が下記のとおり変更されます。

改正前	1日につき、標準報酬月額 \times 30分の1に相当する額の3分の2に相当する額
-----	--

平成28年4月1日より

改正後	1日につき、支給を始める日の属する月以前の直近の継続した12月間の各月の標準報酬月額（被保険者が現に属する保険者等により定められたものに限る。）を平均した額の30分の1に相当する額の3分の2に相当する額
	支給を始める日の属する月以前の直近の継続した期間において標準報酬月額が定められている月が12月に満たない場合にあっては、1日につき、 ①支給を始める日の属する月以前の直近の継続した各月の標準報酬月額を平均した額の30分の1に相当する額 ②支給を始める日の属する年度の前年度の9月30日における全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額の30分の1に相当する額 ①又は②のいずれか少ない額の3分の2に相当する額

※被保険者の資格喪失後に健康保険法第104条の規定により傷病手当金の支給を始める場合
 「支給を始める日」を「資格喪失日の前日」に読み替えます。

算定方法

標準報酬月額	支給開始月											
360	360	360	360	360	410	410	410	410	410	410	410	410
3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	

改正前（平成28年3月31日までの対象日）

（例）標準報酬月額の30分の1に相当する額

$$410,000 \div 30 = 13,666.666 \dots \approx 13,670 \text{円（1の位四捨五入）} \dots \textcircled{1}$$

①で求めた額の3分の2に相当する額（日額）

$$13,670 \times \frac{2}{3} = 9,113.333 \dots \approx 9,113 \text{円（小数点第1位四捨五入）}$$

改正後（平成28年4月1日以降の対象日）

（例1）標準報酬月額が定められている月が12月以上の場合

支給開始月以前12月間の平均標準報酬月額の30分の1に相当する額

$$(360,000 \times 5 + 410,000 \times 7) \div 12 \div 30 = 12,972.222 \dots \approx 12,970 \text{円（1の位四捨五入）} \dots \textcircled{1}$$

①で求めた額の3分の2に相当する額（日額）

$$12,970 \times \frac{2}{3} = 8,646.666 \dots \approx 8,647 \text{円（小数点第1位四捨五入）}$$

傷病手当金及び出産手当金の額はその支給を始める日において固定され、支給開始日以後、標準報酬月額の変動があったとしても傷病手当金及び出産手当金の額は変更しません。

(例2) 標準報酬月額が定められている月が12月に満たない場合
 前年度の9月30日における全被保険者の同月の平均標準報酬月額380千円

	取得								支給開始月
標準報酬 月額	410	410	410	410	410	410	410	410	410
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月

支給開始月以前9月間の標準報酬月額の平均額の30分の1に相当する額
 $(410,000 \times 9) \div 9 \div 30 = 13,666.666 \dots \approx 13,670$ 円 (1の位四捨五入) ……①

前年度の9月30日における全被保険者の同月の平均標準報酬月額の30分の1に相当する額
 $380,000 \div 30 = 12,666.666 \dots \approx 12,670$ 円 (1の位四捨五入) ……②

平均標準報酬日額 ①13,670円 > ②12,670円

少ない額②12,670円の3分の2に相当する額 (日額)
 $12,670 \times 2/3 = 8,446.666 \dots \approx 8,447$ 円 (小数点第1位四捨五入)

支給開始月以前の平均標準報酬月額と、前年度の9月30日における全被保険者の同月の平均標準報酬月額のいずれか少ない額を用いて算定します。

なお、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した12月以内の期間において、当該傷病手当金の支給を受けようとする被保険者に適用事業所の変更があった場合、以前勤めていた事業所の事業所名、所在地、加入期間の届出が必要となります。